

水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、新エネルギーの導入を推進し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自らが居住する住宅（居住の用に供する以外の用途を兼ねるものを含む。）に次の各号に掲げる要件を満たす住宅用太陽光発電システム（以下「対象発電システム」という。）を設置する事業（対象発電システムが設置された住宅の購入を含む。）とする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した発電設備を構成する太陽電池モジュール（以下「太陽電池モジュール」という。）と低圧配電線とが逆潮流有で連系し、又は連系する見込みであること。
- (2) 発電出力が10キロワット未満であること。
- (3) 未使用の住宅用太陽光発電システムであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住する者又は居住する予定がある者で、補助金の交付の申請をした年度内に対象発電システムの設置をすること（対象発電システムが設置された住宅の購入にあつては、当該住宅に入居すること）ができるものとする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団の維持運営に協力し、又は関与する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、10,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、50,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象発電システムの設置工事の着工前（対象発電システムが設置された住宅の購入にあつては、当該住宅に入居前）に、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交

付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業の中止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、住宅用太陽光発電システム設置変更等承認書（様式第4号）により補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の交付の時期）

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合において準用する。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

- 第13条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の完了後において、必要に応じて売電量及び買電量のデータその他必要な情報の提供を求めることができる。

(補則)

- 第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項による改正後の水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置補助金について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置補助金については、なお従前の例による。

- 3 この要項の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項による改正後の水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置補助金について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置補助金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要項の規定は、この要項の施行の日以後の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置補助金について適用し、同日前の申請に係る住宅用太陽光発電システム設置補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に作成した様式第1号及び様式第5号の内紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。